

【令和3年度 包括外部監査結果報告の概要】

包括外部監査人
公認会計士 山崎 泰志

1. 監査のテーマ

防災に係る事業に関する財務事務の執行について

2. 監査の対象期間

原則として令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

3. 監査の対象部局等及び対象事業

「令和2年度当初予算(一般会計)の概要」において、「令和2年度当初予算 防災・減災関連予算」として記載されている令和2年度の防災・減災に関する事業の中から、ハード・ソフトの別に金額的重要性、香川県国土強靱化地域計画における重点化プログラムに対応する事業及び関連する担当部課等を勘案し、監査対象を選定した。

その結果、以下の対象部局等に係る30事業を監査の対象とした。

部局等	課	対象事業(注1)
政策部	水資源対策課	<ハード> 5.14 生活基盤施設耐震化等交付金事業
危機管理総局	危機管理課	<ソフト> 5.26 備蓄物資整備事業 5.27 地域防災力強化促進事業 5.28 「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業 5.29 地域強靱化研究事業
環境森林部	みどり整備課	<ハード> 5.19 治山事業(一部)
健康福祉部	健康福祉総務課	<ハード> 5.15 保健所非常用自家発電設備整備事業
	医務国保課	<ソフト> 5.23 香川 DMAT 研修等事業
商工労働部	経営支援課	<ソフト> 5.30 中小企業 BCP 策定運用促進事業
交流推進部	交通政策課	<ハード> 5.20 地域公共交通特別支援事業(一部)

農政水産部	土地改良課	<ハード> 5.11 県営ため池等整備事業(一般型) 5.12 県営ため池等整備事業(地域ため池総合整備事業) 5.13 県営ため池耐震化整備事業 <ソフト> 5.21 ため池ハザードマップ支援事業
	農村整備課	(注2)
	水産課	<ハード> 5.8 地震・津波対策事業
土木部	道路課	<ハード> 5.10 道路整備交付金事業(一部)
	河川砂防課	<ハード> 5.1 通常砂防事業等(ハード) 5.2 直轄河川改修費負担金 5.3 河川改修事業等(一部) 5.4 砂防整備事業等 5.5 津波等対策河川事業※公共 5.6 広域河川改修事業等(ハード) 5.7 香東川総合開発事業 <ソフト> 5.22 浸水想定図等検討事業 5.24 広域河川改修事業等(ソフト) 5.25 通常砂防事業等(ソフト)
	港湾課	<ハード> 5.9 津波等対策港湾海岸事業
	住宅課	<ハード> 5.17 民間住宅耐震対策支援事業 5.18 老朽危険空き家除却支援事業
	教育委員会	高校教育課 <ハード> 5.16 高等学校施設・設備整備事業(一部)

(注1) 対象事業に付している数字は、本文中で記載した項目番号となっている。

(注2) 農村整備課については、香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標の検討に際してヒアリング及び関連資料の閲覧等を実施している。

4. 監査テーマの選定事由

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等による災害が発生しやすい国土となっており、近年においても地震や

風水害等、甚大な被害をもたらす自然災害が全国各地で発生している。政府は災害から得られた教訓を踏まえて防災対策を強化しており、2011年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、2013年に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定、翌年に国土強靱化基本計画を策定している。同計画は更にその後の災害から得られた知見等を踏まえ、2018年に見直しを行い、現在これに基づいた取組みがなされているところである。

香川県においても、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、防災に関する他の計画等の指針となる香川県国土強靱化地域計画を2015年に策定している。「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」「大規模な風水害(想定しうる最大規模の降雨や大型台風等による大規模な風水害等)」の2点を香川県における「最悪の事態の要因」となるリスクとして認識し、「県民の生命を守る」「県と地域社会の重要な機能を維持する」「県民の財産と公共施設の被害を最小化する」「迅速な復旧・復興を行う」「四国の防災拠点としての機能を果たす」という5つの基本目標を達成すべく、種々の取組みを行っているところである。

香川県は自然災害に見舞われることが比較的少ない県といわれているが、2004年の台風災害による高潮や河川の氾濫による浸水被害・土砂災害や、2011年の台風等による人的被害や多数の床上床下浸水等の甚大な被害が発生している。また、南海トラフ地震の今後の30年以内の発生確率は70～80%程度と高まっており、最大で死者数が6,200人と推計されている。さらに、全国一高密度なため池を抱える県として、老朽化したため池が震災等で決壊する「内陸津波」のリスクへの対応が求められる点も特徴的である。

災害から県民の命と財産を守ることは県政の最優先課題に位置付けられており、県民にとっても関心が高いものとする。このため東日本大震災から10年を迎えた本年度において、防災に係る事業に関する財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 監査の主な要点

- ① 防災に係る事業に関する財務事務が、関連する法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- ② 防災に係る事業に関する財務事務が、事業目的に適合し有効かつ効率的に行われているか
- ③ 防災に係る事業に関する財務事務が、経済性に配慮して行われているか
- ④ 防災に係る事業に関する財務事務が、国、他の地方公共団体及び関連団体等と十分かつ適切に連携しながら行われているか

6. 監査報告の指摘・意見

監査の結果、10項目の指摘事項を発見し、23項目の意見事項を併せて報告した。指摘・発見事項の内容を大別すると、

- (ア) 「県民による自助・共助の取組促進支援の強化とソフト面の施策の充実」に係る指摘及び意見
- (イ) 「入札・契約関連の適切な運用」に係る指摘及び意見

(ウ)「事業評価を適切に実施するための業績評価のための指標の設定や取組内容の適切な記録・保存」に係る指摘及び意見

(エ)「その他」(河川整備基本方針の策定に係る指摘)

の4つに分類できるため、以下ではこの種類別にその主な内容について記載した。

なお、以下の記載で事業名等に付している数字は、本文中で記載した項目番号となっており、枠内の指摘事項又は意見事項の番号も、本文中で記載した指摘事項の番号又は意見事項の番号となっている。

(ア) 県民による自助・共助の取組促進支援の強化とソフト面の施策の充実

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を通じて、「公助」の限界と「自助」・「共助」の重要性が改めて認識されている。県による防災・減災の取組みは基本的には「公助」となるが、県の施策の最終目標が災害発生時の被害の最小化であるとする、そのためには災害発生時に「自助」「共助」「公助」がバランスよく機能することが重要で、県民の「自助」「共助」の意識・取組みを支援・促進する県の施策は非常に重要なものと言える。

ダム・堤防・道路・河川・ため池等の改修・整備といったハード面の取組みと比べると予算規模こそ小さいが、これらの施策(県民の「自助」「共助」の意識・取組みをより高めるための支援・促進策)をどのように実施していくかを、国の計画や方針・指針等を踏まえながら県内の状況に合わせて検討し、有効な手立てを講じていくことはまさに県としての腕の見せ所ではないだろうか。この点は県でも十分に意識されているところであり、令和3年10月に改定された香川県国土強靱化地域計画においてもこうした姿勢がより強く見受けられる。今後も、より一層の強化・充実・工夫を期待したい。

またそのためには、防災・減災に関する県職員の知識やスキルの向上が必要不可欠であり、防災・減災に係る知識やスキルの習得を目指す教育・研修・人材育成等の重要性は極めて高いと考えられる。この点についても、より一層の充実・強化を期待したい。

以上を踏まえ、主にソフト対策に係る指摘・意見事項として以下の8項目を報告している。

(1) 危機管理総局危機管理課

5.26 備蓄物資整備事業

(指摘事項10) 備蓄物資に係る帳簿と現品の照合方法及び報告体制の整備

台帳による備蓄物資の管理状況は概ね良好であるとの印象を受けているが、帳簿と現物を紐付けることで防災用備蓄物資をより適切・正確に管理し、災害発生時に有効に活用するためには、香川県会計規則に従って適切に帳簿と現品との照合・検査を実施する必要がある。

具体的には、備蓄物資の在庫数量のカウント方法や品質・保管状況等の確認方法についてまとめた要領を整備することで、帳簿と現品の照合・検査の実施方法や証跡の残し方等をマニュアルとして明確にするとともに、保管場所毎の照合・検査の実施結果が網羅的に報告され、県の備蓄物資全体として帳簿と現物の一致が確認される体制とすること等が考えられる。

(意見事項 16) 賞味期限・消費期限の関係から更新された備蓄物資の有効活用

防災のための備蓄物資は賞味期限・消費期限の関係から更新が必要となるものがあるが、更新された備蓄物資も県の財産である。これらをできる限り有効かつ効果的に利活用するためには、全体として無駄なく有効な使い道となるよう、年間の配布先・利用方法・利用目的等をあらかじめ一定程度計画等で整理しておくことが望ましい。また、有効活用した結果を事後的に検証可能とするためには、備蓄物資の配布実績を網羅的に記録・保存することが望ましい。

なお現状でも取り組みが開始されているところであるが、利用方法を計画する際には防災の啓発目的だけに留まらず、地域の社会福祉目的への利用等、県全体として組織横断的に最適な利用を引き続き検討されていくことが望まれる。

5.27 地域防災力強化促進事業

(意見事項 17) 自主防災組織への参加率を高める施策の実施

県政モニターアンケート結果からは、自分の住んでいる地域に自主防災組織があるかどうかを知らない・わからない人の割合が 61.1%となっており、組織された自主防災組織に対する県民の認知度・参加率がまだ十分とは言えない状況である。

県民の共助への取り組みをより一層後押しし、次のステップへと高めるためにも、自主防災組織に県民がより積極的に参加することを促す施策の実行が望まれる。

(意見事項 18) 防災の専門的知識を有する職員の計画的な育成・配置に関する体制整備

県では、職員に香川大学の四国防災・危機管理プログラムを受講させたり、香川大学との共同研究を実施したりすること等を通じて、防災・危機管理の専門能力を有する人材の育成に努めているところである。こうした施策からより効率的・効果的な人材育成を行うためには、人材育成の施策やその他の施策の遂行を通じて得られるノウハウ等を総合的に踏まえて、職員育成のための長期的なキャリア・育成プラン等を整備していくことが望ましい。

具体的には、防災・危機管理の専門家となる職員に期待される専門能力や、その他の全職員が習得することが期待される防災・危機管理に関する基礎的な知識・ノウハウを明確にし、これと県の実施する各施策の遂行によって得られる知見・ノウハウ等を勘案して、職員の経験年数に応じてどのような経験をさせていくか、といったロードマップを作成すること等が考えられる。

5.28 「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業

(意見事項 20) 家具類の転倒防止対策への補助金の更なる利用促進策の検討

香川県地震・津波被害想定調査報告書では、家具類の転倒・防止対策によって、死傷者数を4分の1に軽減できるとの想定が示されており、家具類転倒防止器具の購入・取付は、県民が自助の取組みとして実施する重要な防災対策である。この後押しを市町と連携して実施しているが、県政モニターアンケートの結果を見る限り、こうした県及び市町の取組みは十分な周知・浸透がなされていないように見受けられる。

こうした取り組みは防災の観点からも非常に有効なものであり、予算の拡充を検討するとともに

より一層周知・浸透するよう利用促進策を(例えば以下のような具体案を含め)十分に検討することが望ましい。

- 現状では県と市町で別個の支援・補助制度として別々に申請手続等を行う必要があるため、例えば購入補助から取付補助までの申請をワンストップサービスで行うことができれば、より使いやすい補助制度として県民による取組みもより積極化することが期待でき、こうした点で県と市町がより連携していくことが望ましい。
- 家具類転倒防止器具の購入補助や取付支援について、家具量販店や家具販売店、ホームセンター等でのアナウンスを拡充したり、あるいはこうした店舗が申請を取りまとめる形式とする等、より県民に身近な情報としての周知・浸透を検討することが望ましい。

5.29 地域強靱化研究事業

(意見事項 21) 香川県防災ナビをより利用しやすいものに改善する研究

過去の災害等の教訓から、災害発生時に携帯電話を利用した SNS 等による情報発信の重要性が高まっている。県が制作している防災アプリである「香川県防災ナビ」は、提供開始直後ということもあり主要なアプリ配信サービスにおける利用者からの評価が必ずしも良好とは言えない状況にある。また県政モニターアンケート結果でも十分認知されておらず、知っている人でも利用している割合は約半数との回答結果となっている。県有財産の有効活用及び災害時に有用な情報を少しでも多くの県民が効果的に受取ることができるよう、利用者の要望を踏まえ利用しやすいアプリとしての改善や、改善のための研究をより一層推進することが望ましい。

(2) 土木部住宅課

5.17 民間住宅耐震対策支援事業

(意見事項 12) 低コスト工法等に関する普及・啓発活動

住宅の耐震化は、県民による自助の取り組みとして重要かつ有効な取り組みであり、その促進の一助となるのが低コスト工法等の普及である。県では低コスト工法等の普及・啓発のため様々な活動を実施しているが、県民に十分周知・浸透できている状況とは言い難い。より一層普及・啓発が進む方策を再検討することが望ましい。

例えば、県と市町および県内の事業者が連携し多くの県民が集まるような場所(スーパー、公園等)で低コスト工法等の説明会を定期的で開催する、本事業における耐震診断時に低コスト工法等について十分な説明を実施する等、既存の普及啓発活動以外でも積極的に情報発信を検討すること等が考えられる。

(意見事項 13) 耐震診断のみで耐震改修工事が行われない事案の削減

民間住宅耐震対策支援事業は、市町が実施する住宅の耐震診断及び耐震改修工事への補助制度に県が補助金を交付する事業であるが、防災及び減災の観点からは、耐震改修まで完了して初めて本来の事業目的が達成される。耐震診断を行った案件の約 3 分の 1 で耐震改修

工事が行われないうちまとなつてゐる現状を解消するためには、診断のみで終わつてしまふ案件を極力少なくし、診断の結果改修が必要なものについて漏れなく工事が実施されるような仕組みを検討することが望ましい。

具体的には、耐震診断時に改修工事費用の見込額・補助制度・前述の低コスト工法等についてより一層の周知を行うことや、診断から改修方法の提案・改修までをワンストップで提供する補助制度への見直し、耐震改修工事に係る補助限度額の見直し等、種々の対応を併せて実施していくこと等が考えられる。(なお、令和3年度には耐震改修工事に係る補助限度額を900千円/件から1,000千円/件に増額している。)

(イ) 入札・契約関連の適切な運用

今回、防災に係る事業に関する財務事務の執行状況を監査する過程で、入札・契約関連の事務の執行状況についても閲覧し、その中で発見した指摘事項又は報告すべき意見事項は以下の14項目であった。

全体として入札・契約事務について真摯に対応されているとの感想を持ったが、内部的に一般的と思われている運用方法が実際には法令その他に厳密には準拠した運用とは言い難くなっている事案(予定価格の事前公表、契約締結時の工期設定、契約内容の追加による変更契約の締結、業務再委託時の決裁文書の記載不備)や、入札の形骸化の防止や実効性確保のための対応が必要と判断される事案(一者応札・一者提案の継続、予定価格の適正な設定、入札要件等の再検討)、その他の事案(補助金交付決定時期と補助対象工事の工期のずれに係る文書化)等が一部でみられた。これらについては改めて法令等の原則や趣旨に基づいた対応が望まれる。

<契約等の締結の際により適切な工期設定が必要と考えられる事案>

以下の事案では、いずれも当初契約等で客観的に実施不可能と思われる工期が設定され、その後契約変更手続きをとることで工期の延長を行っている。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」では、公共工事の契約等の締結においては適切な工期設定が求められているため、こうした指針への遵守が求められるところであり、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという観点からも、適切な工期設定をした契約等の締結が可能となる環境整備が必要である。

(1) 環境森林部みどり整備課

5.19 治山事業(一部)

(指摘事項7) 適正な工期設定に基づいた入札及び契約締結

令和2年度に執行された「令和元年度No.1 復旧治山事業」では、当初定めた工期内の完成が見込めないとして工期延長の変更契約を締結しているが、そもそも当初入札・契約で客観的

に実施不可能な工期が設定されていたことを原因とする契約変更であったと考えられる。「5.7 香東川総合開発事業」の(指摘事項 3)の指摘と同様、国の法令及び指針を遵守するためにも、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期設定をした契約締結が可能となる環境整備が必要である。

具体的には、年度内では適正な工期を確保することができないと見込まれる場合に、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会で繰越明許費の議決を行って適正な工期で契約締結が可能となるような方法等を検討することが考えられる。

(2) 土木部河川砂防課

5.7 香東川総合開発事業

(指摘事項 3) 適正な工期設定に基づいた年度協定の締結

椀川ダム本体工事の年度協定は、令和元年度及び令和 2 年度のいずれにおいても当初協定で定めた工期内の完成が見込めないとして工期延長の変更協定を締結しているが、そもそも当初の年度協定で客観的に実施不可能な工期が設定されていたことを原因とする協定内容の変更であったと考えられる。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第 22 条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を適切に遵守するために、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期設定をした年度協定の締結ができる環境整備が必要である。

具体的には、年度内では適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会において繰越明許費の議決を行った上で現実的に実施可能な工期を設定して年度協定を締結すること等を検討する必要がある。

< 予定価格の事前公表に関する運用上の見直しが必要と考えられる事案 >

香川県建設工事執行規則では「特に必要があると認めるときは」予定価格を入札前に公表することができる旨が定められている。一方で運用上は、「建設工事の予定価格の事前公表の実施について(平成 16 年 7 月 23 日 16 土監第 22342 号土木部長通達)」に基づき、すべての建設工事(随意契約を除く)について予定価格が事前公表されている。

以下の事案についても予定価格は事前公表されており、特に道路整備交付金事業(一部)の方は低入札調査基準価格かそれより 1 千円だけ高い金額に入札金額が集中している。規則に従って、少なくとも「特に必要があると認めるとき」かどうかの検討を行い、それを文書として記録・保存する等、運用上の見直しが必要である。

(1) 土木部道路課

5.10 道路整備交付金事業(一部)

(指摘事項 4) 建設工事の予定価格の事前公表

建設工事の入札時の予定価格については、事前公表の必要性が検討されることなく全案件

について事前公表されているが、香川県建設工事執行規則では、「特に必要があると認めるとき」に限って事前公表が認められる規定となっているため、適切にこれに準拠する必要がある。

具体的には、全案件について事前公表を行うと定めた運用上の通達の見直しや、予定価格の事前公表をする場合には事前公表が「特に必要」であることを十分に検討し、それを文書として明記しこれを適切に保管する、等の対応が考えられる。

(2) 土木部河川砂防課

5.1 通常砂防事業等(ハード)

(指摘事項 1) 建設工事の予定価格の事前公表

建設工事の予定価格の事前公表については、前述の「5.10 道路整備交付金事業(一部)」の指摘事項 4 で指摘した内容と同様である。

<契約変更手続として取り扱える範囲の明確化が必要と考えられる事案>

以下の事案では、いずれも入札を経て締結した当初契約から大幅な業務の追加(追加工事又は委託内容の追加)を実施し、これを契約変更手続として取り扱っている。やむを得ない場合もあるかとは思いますが、本来入札にかけることで契約の透明性・競争性・公平性・経済性を確保する必要がある事案についても安易に契約変更で処理することは入札制度の形骸化を招きかねないため、契約変更とすべきか、別の入札とすべきか、あるいは随意契約とすべきか、等の判断を各担当部局及び担当課に委ねずに、変更工事として扱える範囲に関する判断指針等を、県として内規等によってより具体的に明示することが必要である。

(1) 農政水産部土地改良課

5.13 県営ため池耐震化整備事業

(指摘事項 5) 入札・発注後の工事範囲の大幅な追加による契約変更

先代池の耐震補強工事について、一般競争入札を経て締結した契約について事後的に大幅に工事範囲を追加し、契約金額も大幅に増額(当初契約:99,000千円、契約変更後:168,821千円)する変更契約を締結している。工事範囲を追加した箇所はそもそも別工事として2度入札を実施しており、いずれも応札者が出ず不調となっていて、工期の制約があったためやむなく既に落札・契約済みの隣接する請負工事に追加し、契約変更として処理したものである。法令・規則等に基づけば、本事案のような入札不調や緊急の必要による場合は契約変更ではなく厳格な運用ルールの下で随意契約の手続きをとる必要があった。

契約変更は当初積算時に予見できない設計変更等に対応するためのものであり、工事範囲の追加・拡大等を契約変更で取扱うことは、本事案のようなやむを得ない場合だけでなく、本来入札にかけることで契約の透明性・競争性・公平性・経済性を確保する必要がある事案についても安易に契約変更で処理することを容認する風土を醸成しかねない。従って、設計変更や当初想定していなかった事態による変更以外の追加工事等を安易に契約変更とすべきではな

い。

また、こうした事案について契約変更とすべきかどうかの判断を各担当部局及び担当課に委ねることは職員の負担が大きすぎると考えられ、変更工事として扱える範囲に関する判断指針を、県として内規等によってより具体的に明示することが必要である。

(2) 土木部河川砂防課

5.22 浸水想定図等検討事業

(指摘事項 9) 入札・発注後の委託内容の大幅な追加による契約変更

「香川県高潮浸水想定区域検討業務委託」について、落札・発注後に別の成果物となる「津波浸水被害額の算定及び費用対効果」及び「五郷ダムにおける事前放流による治水効果」の業務を追加して契約内容の変更としているが、入札の公平性、機会の均等性、透明性及び低価格による契約といった競争入札制度の趣旨を逸脱しないためには、追加された 2 つの業務は契約の変更ではなく、新たに別の入札として取り扱う必要がある。

また、契約変更を行う場合には、それが本当にやむを得ない変更であり、請負差金等を安易に流用した変更契約でないことについて十分に検討のうえ、その内容が記録、保存される必要がある。

<入札・契約等の際の判断根拠となる文書のより一層の整備が必要と判断される事案>

以下は、業務再委託時の決裁のための文書に再委託金額の記載が運用上求められていなかった事案と、補助金の交付決定年度と補助金交付対象工事の実施年度とが一致しておらず、その理由等についての文書が記録・保存されていない事案である。いずれも契約・発注(及び補助金交付)業務を適切に実行する上で必要な情報が明確になっていないため、この点について改善が必要である。

(1) 健康福祉部健康福祉総務課

5.15 保健所非常用自家発電設備整備事業

(指摘事項 6) 委託業務を再委託する際の決裁書類の記載内容の不備

業務委託をした発注先が再委託を行う際は、受注者は県に「設計業務等委任(請負)承諾願」を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載がない。再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)において明記されているように、「設計業務等委任(請負)承諾願」に予定する再委託金額も記載する必要がある。

なお、この点土木部長通知「土木設計業務等に係る委託業務の再委託について」(令和 3 年 3 月 31 日付 2 土監第 75259 号)において、令和 3 年 3 月 31 日以降は「再委託する業務の契約金額(予定)」を記載する様式としていると説明を受けている。

(2) 交流推進部交通政策課

5.20 地域公共交通特別支援事業(一部)

(指摘事項 8) 補助金の交付決定に係る文書の記録及び保存

鉄道災害復旧事業費補助金について、令和元年度に予算計上・交付決定された対象工事は最初から令和 2 年度実施予定となっており、令和 2 年度に予算計上・交付決定された対象工事は最初から令和 3 年度実施予定となっていて、これらはそれぞれ文書で明記されている。一方で、令和 2 年度実施予定の対象工事の交付決定を令和元年度に実施する必要性や、令和 3 年度実施予定の対象工事の交付決定を令和 2 年度に実施する必要性については文書等での記載がない。

予算を前倒して確保して安易にこれを繰り越すといった、会計年度独立の原則の例外として限定的に認められる繰越制度の濫用につながらないよう、補助金交付決定年度と対象工事の実施年度が異なる場合は、その年度で交付決定を行う必要性について明確に文書として記録・保存する必要がある。

なお、工事の事前準備に前年度から取り掛かる必要があったため予算計上・交付決定を前年度に行ったという県の説明には一定の合理性が認められるため、具体的にはこうした必要性を交付決定時の決裁文書において明確に記載すること等が考えられる。

<入札制度の形骸化を招かないような十分な検討・対応が望まれる事案>

以下の事案はいずれも 1 者応札が継続している工事等もしくは 1 者応札が多く発生している種類の工事である。1 者応札となる理由は様々であり、必ずしも 1 者応札が問題とは言えないが、工事等の特徴や性質から実質的に他の事業者が入札に参加しにくい状況が考えられるような場合には、入札制度の形骸化を招かないよう、競争の機会を十分確保できるような検討・対応が望まれる。

(1) 農政水産部土地改良課

5.11 県営ため池等整備事業(一般型)

(意見事項 11) 積極的な参加を促すための入札要件・参加資格等の再検討

ため池の改修や耐震化に係る工事は、特殊な技術が必要となる一方で天候等の外部要因から工事が長期化して不採算化するリスクがあり、事業者が積極的に入札に参加しない傾向にある。こうした状況が継続すると、応札者の減少や応札されない案件の増加等によって老朽ため池の整備推進が遅れ、更には事業者によるノウハウの蓄積不足、技術者の高齢化、工事品質の懸念及び懸念される品質を一定水準に確保するための監督業務の負担増等を招くことが考えられる。従って、適切な工期を踏まえ、品質確保の担い手となる人材育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の見直しや、品質確保に十分配慮しつつも新規事業者が育成・参入できるような入札要件の再検討を行うことで、より事業者にとって魅力ある入札案件としていくことが望ましい。

入札要件の再検討としては、例えば現在は「過去 15 年以内にため池工事の施工実績を有す

ること」を参加者の資格要件としているが、これを「他の地方公共団体及び他部局発注工事であっても、ため池に係る工事であればその内容を発注者が確認のうえ施工実績に含めることができる」とする要件への見直し等が考えられる。

(2) 土木部河川砂防課

5.1 通常砂防事業等(ハード)

(意見事項 4) 砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続

完成まで複数年かかる砂防ダム本体の築造工事を年度毎に分割して入札・発注しているが、実質的には2年目以降に他の業者が応札しにくい状況と推測され、最初に受注した事業者が1者応札かつ高落札率で落札している事案が散見される。県民財産の有効活用のためには、こうした事案についても入札制度が形骸化しないよう、適切な対応が望まれる。

具体的には、砂防ダムの経済性・有効性及び緊急度等も踏まえた工事の実施順位を十分に検討し、例えば工事を年度毎の分割発注とせずに、債務負担行為の積極的な活用により工事全体を1つの工事として一括して入札・発注することや、複数年1者応札が続くような場合には(瑕疵担保責任の明確化や継続して発注した方が工事全体に及ぶ共通経費の合理化等で経済性に優れている点等、随意契約とすべき根拠を明らかにした上で)随意契約としつつ、単年度毎の契約よりも経済的と考えられる点を契約価格に十分反映させるような対応を検討すること等が考えられる。

5.4 砂防整備事業等

(意見事項 6) 砂防ダム築造工事にかかる一者応札の継続

前述の「5.1 通常砂防事業等(ハード)」の意見事項4で記載した意見と同様である。

5.7 香東川総合開発事業

(意見事項 7) 簡易公募型プロポーザル方式の入札における同一者提案の継続

椈川ダム建設における環境調査に係る業務委託は、毎年度簡易公募型プロポーザル方式での入札を行っているが、過去5年とも同一者のみが入札に参加し、業務を受注している。簡易公募型プロポーザル方式の入札は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル(提案書)を提出させ、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ事業者を選定することを目的としており、この入札方式の利点を十分に活用するためにも、複数の事業者が積極的に参加するような環境づくりが望まれる。

具体的には、平成27年度の行政監査において指摘されている、①一者提案となった原因について様々な角度から分析し、必要な措置を講じること、②併せて毎年同様の業務を発注するものについては、ノウハウを蓄積する仕組みを構築し、本県が主体的に仕様書を作成し、競争入札の方式により発注することを検討すること、等の取組みを着実に実施することが考えられる。

<予定価格の適切性等について十分な検証が望まれる事案>

以下の事案はいずれも事業者の応札金額が低入札調査基準価格以下かそれより1千円だけ高い金額に集中していた。このことがすぐに予定価格の設定に係る問題となる訳ではないが、こうした状況となった要因については十分に分析・検討を行い、予定価格の適切性等についてあらためて確認することが望まれる。

(1) 土木部道路課

5.10 道路整備交付金事業(一部)

(意見事項 10) 予定価格の適正な設定

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日一部変更)」では、公共工事の発注者に予定価格を適正に設定することを求めている。「県道丸亀詫間豊浜線(多度津西工区)道路整備工事(仮称:多度津トンネル)」の入札に参加した9者のうち、4者が低入札調査基準価格と同額で入札し、4者が低入札調査基準価格よりも1千円高い価格で入札しており、本事案についても同方針に照らして予定価格が適切であったかについて十分な検証が望まれる。

例えば予定価格については、国の積算基準には適切に準拠して設定されていたものの、本事案の様に低入札調査基準価格(又はその1千円高い価格)での入札に集中するような場合にはその理由を分析し、予定価格が経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、及び公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた、不当に引上げられたものとなっていないかの検討を実施すること等が考えられる。

(2) 土木部港湾課

5.9 津波等対策港湾海岸事業

(意見事項 9) 予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日一部変更)」では、公共工事の調査等の発注者に、予定価格を適正に設定することと同時にダンピング受注の防止に関する適正な措置を講ずることを併せて求めている。港湾課において令和2年度に支出した津波等対策工事に係る基本設計業務委託は16件のうち9件が低入札価格調査対象業務に該当しており、本事案についても同方針に照らして予定価格が適切であったか、ダンピング受注の防止に関する対応が適切であったか、の両面から十分な検証が望まれる。

例えば予定価格については、国の積算基準には適切に準拠して設定されていたものの、入札価格との間に乖離があったため、経済社会情勢の変化を反映する等、予定価格をより適切に定める積算基準に関する検討等が考えられる。ダンピング防止策については、令和2年度時点では低入札価格調査基準のみを採用しており、最低制限価格の設定は行っていないため、公

共工事の調査等についても土木の請負工事と同様に低入札価格調査制度だけでなく最低制限価格制度も併せて採用すること等が考えられる。

(ウ) 事業評価を適切に実施するための業績評価のための指標の設定や取組内容の適切な記録・保存

県は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することで取り組むべき課題を明らかにする必要があるが、これは防災・減災に関する1つ1つの事業においても当てはまる。具体的には、各事業は毎年その実施結果について有効性、効率性、経済性等の観点から評価され、評価結果・課題は次(又は次年度)の施策にフィードバックされることが必要で、この繰り返しによって県の施策全体がブラッシュアップされていくものと考えられる。

こうした観点に基づけば、各事業には業績評価のための指標が設定されるべきであり、指標を適切に設定することで事業の課題や進捗状況が定量的に把握される。また、実施・検討した内容や協議した内容等で重要なものは文書として記録・保存することが必要であり、文書として記録・保存することで県の取組内容が明確になり、また現状しっかりと取り組まれていることが客観的に示されることにもつながると考えられる。

この点、業績評価のための指標の設定その取組に関する事案や、業績評価のためにより文書の記録・保存が望まれると考えられる事案等について以下の通り10項目の意見事項として報告している。

(1) 危機管理総局危機管理課

2.2.5.3 香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標に関する事項

(意見事項3) 防災に関連する業績評価のための指標の体系的な整理

防災に関する業績評価のための指標は、香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標以外にも県の種々の計画等において設定されている。防災に関する施策をより一層効果的かつ効率的に遂行するためには、防災に関する県の指標を全体として体系的に整理することで、県全体としての防災・減災施策の最適化を行っていくことが望ましい。

具体的には、担当部局又は担当課単位で、それぞれが有する防災に係る指標を整理し、これを全庁的に集約して一覧化することで、県全体で取り組むべき指標を明確にすること等が考えられる。

5.28 「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業

(意見事項19) 業績評価のための指標の設定

住民の自助・共助への取り組みを市町への補助金という形で後押しする本事業は、防災の観点から非常に重要な役割を果たすことが期待されるものであり、これまでも優先すべき事業を絞り込みながら市町に対して政策誘導をおこなってきたところである。防災・減災対策として非常に重要な施策と考えられこれまで以上に事業の拡充が期待される一方で、防災の観点から本当に

必要な、優先度の高い取り組みに今まで以上に有効に補助金が活用されるようにするためには、業績評価のための指標の策定を検討することが望ましい。

具体的には、市町が自主点検した防災対策の「課題と対応項目」の対応結果(対応結果が「対応中(△)」或いは「対応予定・未対応(×)」となっているものの個数等)や、防災対策についての県政モニターアンケート調査結果(県民の防災意識に関する回答結果や、家具転倒防止対策及び自主防災組織の認知度等)等を業績評価のための指標とすることが考えられる。

5.29 地域強靱化研究事業

(意見事項 22) 研究成果のより一層の明確化

香川大学との共同研究に支出した委託費(10,000 千円)は、全体として支出に見合う活動内容との感想を持ったが、これによって知見を得ることが最終目標ではなく、これらで得られた知見をどのように県民に資する施策に転嫁できたかが重要であり最終目標と言える。したがって、本事業の実績確認及び事業性評価のためには、研究成果報告の入手に留まらず、得られた知見をどのように県の施策に活かしたか、あるいは得られた知見を踏まえた施策としてどのようなものがあるか等をとりまとめ、より一層明確化することが望ましい。

(2) 健康福祉部医務国保課

2.2.5.2 香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標に関する事項

(意見事項 2) 重要業績指標の達成に向けた取り組み(「公的医療機関の耐震化率」)

香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標の1つである「公的医療機関の耐震化率」は、県内の 23 ある公的医療機関の耐震化を令和 2 年度までに 100%とすることを目標として設定している指標であるが、令和 2 年度までの実績で耐震化率は 87%となっている。

公的医療機関のうち県立病院の耐震化は完了しており、県立病院以外での耐震化が一部で完了していない。これら医療機関の耐震化の意思決定や資金負担は国または市町が直接的には行うが、災害発生時の県内の医療提供体制の確保を重要な防災対策の 1 つとしている県としても、これらの医療機関の耐震化は喫緊の課題であると認識されている。従って、耐震化率が 100%となるよう、指標達成に向けて県としてどのように取り組んでいくか、今まで以上に県立病院以外の公的医療機関の耐震化整備に向けて積極的に方針・計画を策定し、より一層の推進をしていくことが望ましい。

5.23 香川 DMAT 研修等事業

(意見事項 15) 業績評価のための指標の設定

日本 DMAT(災害派遣医療チーム;災害の急性期(概ね 48 時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム(医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の計 4 名で 1 チーム))の数を増加させることは、災害発生時に県民及びその周辺地域の住民の生命を守ることに直接的につながる重要な施策であり、そのため香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標にもなっている取組みである。

ただし、日本 DMAT は厚生労働省が各都道府県に受講者数を割り当てて行う研修等が資格要件のため、県が積極的に数を増やそうとしても割り当てられた研修受講者数が上限となり県の方針だけでその数が決まる性質のものではない。

業績評価のためには、当該重要業績指標以外にも、県が十分コントロール可能な目標値を設定することが望ましい。具体的には、例えば日本 DMAT に香川 DMAT (県が開催する研修の受講等が資格要件となっている災害派遣医療チーム)も含めたチーム数を業績評価のための指標とすれば、県としてコントロール可能であり、かつ積極的にこれを増加させる取組みを行うことで DMAT への理解と積極的な参加への気運の醸成・裾野の拡大にもつながり、結果として日本 DMAT の数の増加にもつながるものと考えられる。

(3) 商工労働部経営支援課

5.30 中小企業 BCP 策定運用推進事業

(意見事項 23) 業績評価のための指標の設定

本事業では県内事業所からアンケートをとり、その回答から BCP 策定に関する課題を認識し、これに対する施策を推進しているところであるが、事業の成果・効果を十分に評価してその結果をフィードバックすることでよりよい施策に改善・見直していくことが事業の効率性にもつながるため、業績評価のための指標を設定し、その目標値に向かって事業を進めていく、といった対応を行うことが望ましい。

なお、業績評価のための指標としては、BCP 策定等支援補助金の交付件数や補助金交付額、或いは香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定制度における認定数等が考えられる。

(4) 農政水産部土地改良課

2.2.5.1 香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標に関する事項

(意見事項 1) 重要業績指標の選定方法(「中小規模ため池の防災対策箇所数」)

香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標の1つである「中小規模ため池の防災対策箇所数」とは、管理者不在となった防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する(水を抜く)等、ため池の貯水機能を廃止する対策を行った箇所数のことであるが、県では水不足の状況もあってなるべく継続的なため池の維持管理を地元をお願いすることで防災上危険なため池を作らないようにする取組みも行っており、必ずしも貯水機能を廃止する前述のような対策だけを進めている訳ではない。県による施策の方向性と一部で整合していない指標となっているため、施策の方向性と整合した、事業の進捗状況が可能な限り定量的に把握できるような指標への見直しを行い、併せて本対策の事業主体である市町とこれを共有することが望ましい。

具体的には、防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する数だけでなく、地元との協議によって継続して維持管理することが決まったため池数も含めた指標とすること等が考えられる。

なお、令和 3 年 10 月 8 日に改定された香川県国土強靱化地域計画において本指標は見直

され、重要業績指標ではなくなっている。ただし施策自体は継続して取り組まれているため、施策・事業の評価を行うための指標を何等かの形で設定することが望まれる。

(5) 農政水産部水産課

5.8 地震・津波対策事業

(意見事項 8) 技術指導等の指導・監督業務の適切な記録及び保存

地震・津波対策事業では、市町が行う漁港区域内の海岸保全事業に対する補助金の交付だけでなく、市町が実施するこれらの事業に対する技術指導等の指導・監督業務も積極的に展開しているが、適切に指導・監督していることを事後的にも明確にする観点から、また人事異動等の際に適切に業務の引継ぎを行う観点からも、実施した指導・監督内容については適切に記録・保存するルールとすることが望ましい。

(6) 土木部河川砂防課

5.2 直轄河川改修費負担金

(意見事項 5) 土器川の改修工事に係る国との協議内容の記録及び保存

直轄河川改修費負担金事業は、国が実施する一級河川土器川の改修事業に対し、県が費用の3分の1を負担するものであり、令和2年度には512,000千円を負担金として国に納付している。国直轄の一級河川とはいえ、県内最大規模の河川の改修に関する事項であり、県としても相当額の負担を行っているため、国との十分な協議は不可欠であり、県としても十分な事前協議によって県の意見を改修工事の計画に反映させることとしている。県の意見を十分に反映させ、かつ国の計画を適切にチェックしていることを事後的にも検証可能とし、また業務の引継ぎを円滑に実施するためにも、国との協議内容を適切に記録し保存することを仕組みとして取り入れることが望ましい。

(7) 土木部住宅課

5.18 老朽危険空き家除却支援事業

(意見事項 14) 業績評価のための指標の設定

老朽空き家除去支援事業は、市町と連携して老朽危険空き家の除却を推進するものであり、防災・減災の観点からも積極的な推進が期待されるが、事業の進捗状況及び事業成果を定量的に評価し、県として計画的に空き家率を減少させるためには、県による業績評価のための指標を設定し、そこで設定した目標に向かって施策を推進していくことが望まれる。

具体的には、老朽危険空き家の所有者に補助金を直接交付する市町と十分な連携をとりつつ、仮に市町が業績評価のための指標を設定している場合にはこれらと整合性のある指標となるよう調整すること等が考えられる。

(エ) その他

その他、河川整備基本方針等の策定が行われていない事案についての指摘を行った。

(1) 土木部河川砂防課

5.6 広域河川改修事業等(ハード)

(指摘事項2)河川整備基本方針の策定

県が管理する河川 81 水系のうち 54 水系について、河川法で策定が義務付けられている河川整備基本方針等が策定されていない。河川整備を地域との連携を図りつつ長期的な視点で実施するために、また将来の災害発生等によって優先順位を繰り上げて事業化する事由が生じた際に迅速に整備に着手するためにも、河川整備基本方針を網羅的に策定する必要がある。

またそのためには、危険度や事業化見込等を勘案しながら策定の優先度を判断し、現段階での策定スケジュールをある程度決定しておくことも必要な対応と考えられる。

以上